土浦市告示第５３５号

次の市税にかかる書類を次の方に送付すべきところ住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法第２０条の２の規定により告示します。

これらの書類は土浦市総務部納税課で保管してありますから、送達を受けるべき方の申し出により随時交付します。

なお、この掲示を始めた日から起算して７日を経過したとき、送達があったものとみなされます。

令和８年１１月６日

土浦市長　安藤　真理子

氏名（名称）	書　類　名
小松﨑　正雄	督促状 後期高齢者医療保険料　第３期
上野　英敏	督促状 後期高齢者医療保険料　第３期
以下余白	